

## 【とよなか新型コロナウイルス対策基金について】

### (一問目)

市議案第56号とよなか新型コロナウイルス対策基金積立条例の設定について及びそれに関連する補正予算案について伺います。新型コロナウイルス感染症対策に関する事業に充てるための基金を設置し、各種対策への寄附を募られるとのこと。寄附額を1000万円と見込まれていますが、何か参考にされたデータがあれば、教えて下さい。また、寄附はいつから行うことができるのか、どのような方法で出来るのか教えて下さい。さらに、今回の基金への寄附を、ふるさと納税の返礼品の対象に追加するお考えはないか、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

寄附額を1000万円と見込んでおりますことにつきましては、昨年度のふるさと納税以外での市内寄附実績額が年間概ね2000万円程度でありますこと、現在の市民の皆さんのコロナ感染症への問題意識の高まりを考え合わせ、まずは1000万円と想定したものでございます。寄附額がこれを上回ることも考えられますが、その際は直近議会で上積みの積み立てが可能となる、積立金の補正予算を提出することとなります。

次に、本基金への積み立てをご希望の寄附につきましては、本補正予算案と条例案のご承認をいただければ、その直後から可能でございます。

ご寄附いただく方法につきましては、ポータルサイトが立ち上がるまでの間は、郵便局(ゆうちょ銀行)での専用用紙での払込、市役所窓口・財政課職員による現金の受領のほか、電話等で連絡をいただいて市の汎用納付書を郵送した上での、金融機関での納付という方法がございます。ポータルサイトが立ち上がった時点からは、オンライン受付つまりご自宅での24時間納付が可能となります。

次に、本基金への寄附をふるさと納税・返礼品の対象としていない点につきまして、本基金へご寄附いただくのは、主に市内在住の方を想定しており、まず市内からの寄附につきましては返礼品の対象とできないこととなっております。一方で、市外からの寄附でございますが、わが国の全市町村でコロナ感染症の直接間接の影響による困難に直面している住民がおられる状況のもと、返礼品の魅力で自治体相互間に外から寄附を集める競争へと発展する可能性のある取り組みは、今回の趣旨とはそぐわないと考えたものでございます。

### (二問目)

4月臨時会で、市長は苦境に直面し、なおかつ立ち向かっておられる方々と心をつなげてこの困難を乗り越える姿勢をお示しすることを目的として、ご自身と副市長、教育長、上下水道と病院の両事業管理者の給与の減額をされました。議会も同様の思いを持って、議員報酬を減額することを決めました。そこで伺いますが、先程、他党派の答弁で、今回の基金は、市民の方々からの善意の受け皿とするために設置することを目的とされているとのことでしたが、給与の減額に至った市長の思いや行動をより明確にすることも含めて、今回設立される基金に、市長をはじめ特別職の皆さんの給与の減額分を積立てるお考えはないか、市長の見解をお聞かせ

下さい。

<答弁>

本基金は、新型コロナウイルス感染拡大防止や困っている人に役立ててほしいとの思いを持った市民からの善意の受け皿としてご提案しております一方、特別職の給与の減額は、市民の皆さんと心をつなげて苦境・困難をともに乗り越えていく姿勢を示す趣旨でございます。減額分を基金に充当する考えはございませんが、給与減額・基金設置のいずれにつきましても、市民の皆さんと行政が力を合わせることで、この危機を克服していくという、包括的な対策の一部を成すものとして位置づけられると考えております。

(三問目)

新型コロナウイルス対策に係る寄附を募るために、専用の寄附ポータルサイトを設置し、運用するための経費として、355万円が計上されていますが、その詳細な内訳を教えてください。また、比較として、大阪府が新型コロナウイルス助け合い基金を設立し、寄附の受付をされていますが、寄附を受け付けるための仕組みやそのために係る費用について、把握している範囲で、教えてください。その上で、今回の基金の設立に際して、そこまでの金額をかけてサイトを設置する必要性、費用対効果についての見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ポータルサイトの立ち上げにかかる費用につきましては、本コロナ対策基金に特化した画面構築部分で50万円、今年度の運営費として11か月分で55万円、残額の200万円程度は今後において他の寄附でもオンライン受付を行うとした際に、別途費用をかけて開発を行うことなく共有できるクラウドファンディングへの対応、寄附者の管理、礼状印刷、受領書の作成機能等の汎用部分と想定しております。

比較として大阪府が基金を立ち上げ、寄附を募っておられますが、府は電子申請システムという包括的なシステムの一部として、オンライン納付を受け付けるシステムを持っておられ、寄附金受付にはそれを活用されたとお聞きしております。従前からあるシステムを活用された形ではございますが、その開発費用と致しましては、電子申請システム全体での開発費用が平成13年度開発で当時3500万円、ここに平成19年度、これは今回の本市の開発範囲中のパーツでございますが、約1000万円でクレジット納付・オンライン納付機能を追加したとのことでございます。

なお、コロナ対策基金に特化した画面構築部分と汎用部分を順次別々に開発いたしますと合計開発費用がコスト増になりますことに加え、誰からの寄附か特定できないなど、機能に欠陥のある形でスタートすることとなりますため、今回の一括契約・一挙開発といたしております。

本サイトは、特に感染症予防という今日的課題に沿った、納付される方に外出と対面手続きを求めることなく自宅からのオンライン受付を可能とするしくみでございます。同様のオンライン受付を行うための選択肢としては、既存の民間サイトと契約する方法もございますが、寄附実績額の2割弱を歩合制の手数料として支払うという契約

方式が通例でありますことに加え、先ほど申しあげました汎用機能部分が不十分で  
ございます。

昨年度、クラウドファンディングを実施した経験もふまえ、今回を機に独自サイトを  
設置する方が、効果があると判断したものでございます。

## 【市内に在住・在学する学生の緊急雇用について】

### (質問)

市議案第55号令和2年度一般会計補正予算第4号のうち、消防費災害対策費災害対策関連事業について伺います。新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイトが出来ず、学費や生活に困窮している学生を緊急雇用することですが、予算額の算出方法と、具体的に雇用する学生にどのような業務を担ってもらうおつもりなのか、教えてください。さらに、この事業の対象になるか否かの判断基準は何か考えておられるのか、教えてください。

### <答弁>

予算額の算出については、時間額974円、週35時間、4か月間の勤務、20名分を計上しており、各種給付金の支給をはじめとした新型コロナウイルスの影響に伴う各種の支援等の事務補助を想定しております。また、採用の基準については、アルバイト収入がいくら減額したかといった明確な線引きを設けるのではなく、現在の生活状況を踏まえ、幅広く柔軟に対応したいと考えております。

### (質問)

週35時間もアルバイトができる学生は少ないのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。また、雇用期間を4か月とされていますが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、雇用期間の延長も想定されているのか、逆に大学が再開するなどして、学生がアルバイトに来られなくなることも想定されますが、事業や業務継続の点で支障は出ないのか、どのように考えておられるのでしょうか。さらに、市は学生をインターンシップとしても受け入れを行っていると思いますが、今回のアルバイト雇用と、インターンシップで受け入れている学生との整合性、区別はどのように考えておられるのでしょうか。

### <答弁>

週の勤務時間や雇用期間につきましては、大学等の休校期間及び夏季休業期間等を想定し、最大値として予算上設定したものです。このため、勤務時間や雇用期間については、学生の希望をうかがいながら柔軟に対応することとし、業務にも支障が出ないよう当該学生のニーズと業務のマッチングを調整したいと考えております。また、インターンシップは、学生が市政への理解を深め、将来の職業を検討するため、就業を体験する機会を提供しているものであり、役務の提供とその対価となる報酬を支払う今回の緊急雇用とは目的が異なるものです。

### (質問)

今回の大学生等の雇用は、あくまで緊急一時的なものなのか、それとも、今回を契機に、今後、大学生等のアルバイトとしての活用をこれまでよりも積極的に図っていくお考えがあるのでしょうか。また、先程のご答弁で、「今回の学生の雇用について、勤務時間や雇用期間については、学生の希望をうかがいながら柔軟に対応する

こととし、業務にも支障が出ないよう当該学生のニーズと業務のマッチングを調整したいと考えている。」とのことでした。つまりは、応募してくる学生の状況やニーズに応じて業務内容や雇用方法は調整していくということだと思います。そうであれば、今回、せっかく学生を雇用する訳ですので、学生ならではの業務、例えば、臨時休校が続いている小中学校の児童生徒への家庭学習支援や心のケアなどに、学生ならではの働き方、例えば、オンライン上で従事してもらうといったことなども検討できないかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

今回の雇用の枠組みにつきましては、新型コロナウイルスの影響を鑑みた緊急一時的なものでございます。大学生等を雇用すること自体は、従来の枠組みのなかで、引き続き対応してまいりたいと考えております。また、応募する学生の置かれている状況は多様であると考えておりますので、なるべく学生ひとりひとりの事情を踏まえ、働きやすい勤務条件を個別に設定してまいります。

## 【避難所開設用資材経費について】

### (一問目)

避難所開設用の資材経費として306万9千円が計上されています。今回検討するにあたって何を根拠に検討されたかお聞かせ下さい。また、購入を予定されている資材の詳細についてお聞かせ下さい。

#### <答弁>

指定避難所の衛生確保につきましては、地域防災計画や避難所運営ガイドラインにも記載がありますが、新型コロナウイルスがまん延している状況のもと、具体的な対策が必要になったことから、検討をしているところであり、国からも、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」、各自治体に通知がございます。

また、今回購入する資材は、避難所における感染症対策を目的に避難者への配布用として、サージカルマスク5万4千枚と、指定避難所に設置するアルコール消毒液360本でございます。

### (二問目)

マスクの購入に関し、実勢単価が下落傾向にあると仄聞していますが、入札で購入される予定かどうかお聞かせ下さい。今回の予算に体温計の購入に係る予算が入っていない理由をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

今後、購入する物品について、安定した供給が可能なのかどうか、また、納品までの期間等を勘案して、購入方法を決めていきたいと考えております。

非接触型の体温計の購入は、現在、市場での大量調達が困難な状況でありますので、現時点では、避難所での受付時に、咳や熱症状などの有無に関するチェックシートを用い、避難者の健康チェックを行い、健康状態の把握を行いたいと考えております。現在、健康医療部や教育委員会事務局等と今後の対応に向けた検討を行っているところです。

### (三問目)

保健福祉部局や関連部局との事前の検討を求められている項目が国の通知にはありますが、現時点での検討状況をお聞かせ下さい。また、親戚宅等への避難を事前に検討することについての周知を国の通知で求められ、素早い周知が必要ですが、どのような対策を検討されているか、お聞かせ下さい。親戚宅への避難者について市としてどのように避難者の把握をされるのかお聞かせ下さい。

#### <答弁>

現在、健康医療部や教育委員会事務局等と今後の対応に向けた検討を行っているところです。親戚や友人宅への避難や上層階への避難など、指定避難所以外への避難について、市広報紙や市ホームページでお知らせしていく予定です。実数の

把握は困難ですが、大規模災害でご自宅に戻ることが出来ず、長期にわたって親戚や友人宅に避難される場合は、市にご連絡を頂くよう広報し、必要な情報提供に努めていきたいと考えております。

## 【小規模事業者応援金について】

### （一問目）

新型コロナウイルス感染防止に協力頂いたことで売上が減少した小売業など小規模事業者に対し、市独自の応援金（20万円）を支給するとのことですが、この小規模事業者応援金の対象については、法人か否かは関係するのでしょうか。また、店舗は豊中市内にあるが、法人としての所在地が豊中市外の場合、またその逆に店舗は市外で法人としての所在地が豊中市内の場合、どうなるのでしょうか。個人事業主の場合、店舗が豊中市内で住所が市外の場合、またその逆の場合はどうなるのでしょうか。複数店舗を運営されている場合、店舗ごとに対象となるのか、事業者単位で対象になるのか、教えて下さい。

### <答弁>

小規模事業者応援金の対象者につきましては、従業員5人以下の小規模事業者であれば、個人でも法人でも対象となります。また、個人、法人に関わらず、市内に店舗・事業所を持っていることを要件にしております。応援金は事業者単位で支給しますので、市内に複数の店舗を所有されている事業者も1回の支給となります。

### （二問目）

対象業種のうち、理美容業や療術業などは、店舗を持たずに相手方へ訪問する営業スタイルもあります。店舗の有無が支給条件になるのでしょうか。

### <答弁>

先ほども答弁させて頂きましたが、対象業種の事業者が市内に店舗・事業所を持っていることが要件になります。例えば、施術する場所が顧客の自宅であっても、施術以外の事務などを行う事務所機能が市内にあれば、支給対象となります。



## 【児童生徒への家庭学習支援及び心のケアについて】

### (質問)

プッシュ型で児童生徒への家庭学習支援や心のケアを機動的に行うために、各学校に携帯端末を配置するとのことですが、新年度が始まり1か月以上が経過しても尚、分散登校は開始されたものの臨時休校が続いている状況において、児童生徒への家庭学習支援や学力保障の重要性や必要性について、また児童生徒の精神的な疲弊について、教育長として率直にどのように考えておられるのか教えて下さい。その上で、新年度がスタートしてから、今日までの児童生徒への家庭学習支援や心のケアについて、教育委員会、学校現場それぞれで、具体的にどのような取り組みをされてきたのか、取り組み内容とその評価をお聞かせ下さい。

### <答弁>

学校休業が長期に及び、未知のウイルスに関する報道があふれる中で、子どもたちの不安や精神面の負担は大きくなっていると認識しています。しかし、このような状況においても学びを止めることなく、子どもたちの家庭学習を最大限支援することが必要であると考えております。家庭学習支援にかかるこれまでの対応については、教育委員会事務局内に設置した学習支援方策策定に係る検討チームが有益な学習教材を選定・整理の上、その学習コンテンツをマチカネチャレンジとして市教育センターのHPに公開しています。また、各学校HP内にイースクールという内向きサイトを立ち上げ、当該校の子どもたちと保護者のみが閲覧できる学習動画や資料等を教職員が作成し、順次配信しています。各学校においては、こうした学HPや保護者に向けた学校連絡メールなどを活用した支援を行っています。

心のケアについては、市のHPにおいて、臨時休業期間における子どもの心のケアと相談窓口について周知を図るとともに、この間スクールソーシャルワーカーが学校と連携しながら、支援を要する子どもたちを把握し、必要に応じて面談や家庭訪問などを行っています。学校においては、気になる子どもたちに対して、電話連絡、家庭訪問などの個別対応を行ってきたところです。

新型コロナウイルスの感染拡大防止、子どもたちの安全を最優先に試行錯誤と工夫を重ねながら対応してきたものと考えております。

### (質問)

児童生徒への学習支援や心のケアについて、学校現場における課題や障壁があったとすればどのようなものがあったのか、また、教職員のモチベーションはどうだったのか、教育委員会としてどのように把握や分析をされているか、教えてください。また、今回、各学校に携帯端末を配置することで、どのようにして児童生徒への家庭学習支援や心のケアを行ってもらおうと考えておられるのか、詳しく教えてください。また、児童生徒の学力保障や心のケアを行うには、もっと多額の予算を配分し、学校現場のICT環境、オンラインで生徒と双方向のやり取りができるよう、教職員のICT機器やオンラインツールに対するノウハウの向上などハードソフト両面での迅速な対応が求められているのではないかと考えます。さらに、休校が長引きネグレクトを含む虐待の増加が懸念されます。ソーシャルディスタンスを

**保ったアウトリーチ、家庭訪問を積極的に行うべきと考えます。教育委員会の見解をお聞かせください。**

<答弁>

学習支援にかかる障壁としては、教育委員会が主体となって作成する教科書等の著作物を使った学習動画等は、著作権法上の制約により配信が困難であること、学校現場においては、1コマの授業を5分～10分程度に集約した動画として作成し、配信することの経験やノウハウがないことなどが挙げられます。心のケアについては、学校休業が年度をまたがり長期化したため、新しい担任との関係も構築できておらず、こどもから学校への発信が難しい状況にあることが考えられます。

教職員のモチベーションについては、学校休業となって以来、教職員による家庭訪問や分散登校、児童保護者が五月雨式に学校に散歩に来る方法など、教職員と子どもをつなぐりる確保する様々な手段を模索したものの、緊急事態宣言のもと感染拡大防止のために子どもとの接触を避けなければならないとの狭間で葛藤を抱え、大きなストレスを感じているとの声を聴いております。

今後の家庭学習支援については、市のHPや学校HPによる教材の配信を充実させ、郵送や登校日を最大限に活用して課題等の配布や回収を行いながら、学びに不安を感じる児童生徒などに対する個別指導を充実してまいります。

心のケアについては、登校日を最大限に活かしながら、スクールソーシャルワーカーと連携し、感染拡大予防策を講じた上で、家庭訪問や面談を適切に実施したいと考えております。また、特に配慮が必要な児童生徒に対しては双方向のやり取りが有効であることから、電話連絡による積極的な発信を徹底したいと考えております。

学校現場における ICT 環境の充実につきましては、国の動向を注視しながら、オンライン授業を導入できるようにハードソフトの両面から検討を進めているところです。

## 【こども食堂フードデリバリー事業について】

### (一問目)

こども食堂フードデリバリー事業について、アウトリーチを積極的にという立場からは評価しますが、月1回程度の子ども食堂実施主体に任せるのでは、極めて限定的ではないかと思えます。もっと積極的な施策が必要ではないかと思えますが、見解をお聞かせください。また、こども食堂以外でも、市内の飲食店や弁当屋、もしくは、保育園やこども園等が経済的にしんどい家庭や気になる家庭への支援として、食材や弁当を家庭に配達や提供しよう、もしくは既にされているケースもあるかと思えます。少しでも多くのしんどい家庭や家庭の子どもに支援が届き、子どもの見守り体制の強化にもつながると思えますが、そういった事業者に対しても、同様の補助金の支給は考えられないか、市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

今回の事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、こども食堂がこれまでの活動で築いてきた気になる子どもや支援が必要な家庭との関わりが途絶えていることから、食を届けることで現状を把握しながら必要な支援に繋げていくことを目的としています。感染症拡大防止の点からも、いわゆる「3密」を避けながらの事業とする必要があるため、普段から関わりのある子どもや家庭を主な対象として事業を進めることとしたものであり、こども食堂以外への補助については対象とはしていません。

### (二問目)

こども食堂への支援ということで理解しますが、こども食堂がない地域や日頃利用していない子どもたちへの支援もしっかりと取り組んでください。その結果として、利用希望者が想定以上になった場合の対応について、聞かせてください。

#### <答弁>

市民の方から食材や弁当の配達の希望が多く寄せられた場合には、事業の趣旨や、あくまでもこども食堂が実施主体となるため団体の運営能力や活動地域にもよることを丁寧に説明した上で、支援が必要な場合にはこども食堂へつなぐなどの連携を図ってまいります。

### (三問目)

こども食堂が支援する子どもについて、「気になる家庭」という判断の線引きについて教えてください。

#### <答弁>

「気になる家庭」の判断については、こども食堂を利用されている子どもなどの様子から、例えば、家庭で満足に食べていなかったり、一人で食事をする子ども、必要以上にボランティアなどの大人に甘える子ども、落ち着きがなかったり、我慢が

出来ない子ども、服が古くなっていたり、生活習慣が不規則な子ども、などとなりますが、明確な基準があるわけではないため、普段から子ども食堂を運営している方々が気にかけている子どもや家庭を幅広く捉えるものと考えています。

## 【住宅確保給付金について】

### (一問目)

住宅確保給付金4477万8千円計上されているが予算の内訳を教えてください。また、この事業は、豊中市社会福祉協議会への委託と聞いていますが、社会福祉協議会もマンパワー的にかなり限界にきているのではないかと推察されます。そこで、社協への人的応援や人件費の追加的支援の必要性について、市としての認識をお聞かせください。

#### <答弁>

4477万8千円の内訳ですが、給付が4千万円、くらし支援課の就労支援専門員を1名増員するための人件費が約218万円、社会福祉協議会の支援員を1名増員するための委託料が約260万円となっています。豊中市社会福祉協議会への応援につきましては、現在、市から3名の職員を応援のため、動員しております。住居確保給付金につきましては、くらし再建パーソナルサポートセンター事業の中で申請受付等の業務を委託しており、通常は、社会福祉協議会が申請を受け付けた後、くらし支援課にて支給審査と給付業務に加え、就労支援を実施しております。しかしながら、ご質問の通り、社会福祉協議会の相談支援業務が増加していることから、当面の間、くらし支援課にて申請受付業務を実施することとしております。

### (二問目)

当初予算297万円に対し、5月18日付の補正で4400万円余りとなっており、申請が殺到していることが予想されますが、現状について、教えてください。4月からの問合せ・申請・給付決定等の件数と参考までに昨年度実績も教えてください。申請が殺到しているかと思いますが、実務は追いついているのでしょうか。また、どのような人員体制で対応しているのでしょうか。さらに、申請から実際の給付までに要する日数はどれぐらいかかっているのでしょうか。

#### <答弁>

住宅確保給付金の現状につきましては、5月14日時点で問い合わせ件数が642件、申請件数は70件となっており、このうち4月30日までに申請頂いた23件を4月分として支給決定しており、現在は5月15日までに申請頂いた分の審査を実施しているところです。なお、昨年度の新規支給決定は7件です。こうした状況を踏まえ、くらし支援課全体で対応できるよう職員が交代で担当しており、1日あたり、約15名の職員が本業務に従事しております。今後は申請件数に応じて、市民協働部全体で応援体制を構築し対応する予定です。

次に、申請から支給に要する日数ですが、毎月15日と月末を支払日としており、申請日より支給までにかかる日数は異なります。現時点では、書類到着後3日以内に内容を確認し、書類の不足や修正点をご連絡し、書類が全て整った時点で審査を開始し、特に問題がなければ概ね2日程度で審査は完了しておりますが、当月の収入額を示す資料などが整わない場合などは、審査に時間がかかるケースもございます。なお、住居確保給付金は、申請日の属する月に支払う家賃相当額から

支給することとなっておりますので、審査に要した日数には関係なく、申請日を基準に貸主等へ支払いを行っております。

### (三問目)

申請から実際の給付までの間のつなぎ給付は評価できるが、何故、「住居確保給付金の申請者」に限定するのでしょうか。より広く「生活困窮者支援」、「定額給付金」等の給付までのつなぎと位置付けて、「緊急小口資金の申請ができない(貸付の対象にならない)人」全般を対象としてはいかがでしょうか。

### <答弁>

くらし支援課には、住居確保給付金に関わらず、生活困窮にかかる様々な相談を頂いており、それぞれの状況に応じて、利用可能な制度のご紹介を行っております。生活費にお困りの場合には、社会福祉協議会の特例貸付制度と住居確保給付金を併せてご案内するケースが多くなっています。特例貸付制度の貸付申請が認められた場合には、福祉部の生活支援緊急給付金の活用が可能となりますが、失業理由が新型コロナウイルスとは関係しない場合など、特例貸付が利用できないケースもあることから、今回、住居確保給付金の支給対象者に対しての給付制度を設けることで、よりきめ細かいセーフティネットの構築につながるものと考えております。

## 【医療・福祉等従事者宿泊費助成事業について】

### (一問目)

感染者の対応に当たっている市内の医療機関や福祉施設等の従事者の定義は？また、どのような人が対象となるのか、より具体的に教えてください。今後のニーズについては、あまり高くないのではないかと、今、なぜこのタイミングでの予算配置なのか見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

医療機関や福祉施設等で実際の新型コロナウイルスの感染者、濃厚接触者などへの対応や感染拡大防止の取組みの従事者で、かつ、感染症に関する医療、福祉等の提供に係る業務に専念するために必要な宿泊であることを勤務先の施設等の長が認めた場合を対象としています。

諸外国や北海道にみられるいわゆる第2波の可能性や、個々の医療機関、福祉施設等におきましては、新型コロナウイルスの対応に追われる可能性もあると想定し、6月末までを設定しておりますが、必要に応じて延長することも可能としております。

## 【豊中市福祉サービス継続地域人材活用支援金事業について】

### （一問目）

これまでの実績についてどのように評価しているでしょうか。ニーズが無い訳ではないが、かなり低いのではないか。それとも、手続き等に使いにくい部分があるのか、単なる周知不足なのか、どのように認識しているのでしょうか。また、感染爆発がほぼ回避できた今、拡充が必要なのでしょうか。

#### <答弁>

新規雇用者の報酬に対する支援金事業は5月1日に開始したところで申込は10件ですが、介護や障害福祉サービス事業者の連絡会からは事業を評価する意見を頂いており、また申込のほとんどが失業、休業した人であることから、就労支援や介護現場を経験頂く観点からも効果があるものと考えております。

周知につきましては、事業所に事業内容を通知するとともに、市ホームページへの掲載、豊中仕事センターや各種支援制度の相談窓口にチラシを配架しておりますが、新たに求人誌への広告掲載も行っております。また、今回の拡充につきましては、本事業を活用し一時的に雇用した人材の資格所得を支援することで将来的な展望を早い時点で得ることによって長期的就労に繋げることを目的としており、この機会での実施が必要であります。

### （二問目）

そもそもこの事業はコロナ対策か、慢性的な人材不足を解消するための通常の施策か？慢性的な人材不足解消のために、例えば、予備自衛官のような仕組みを参考にして介護従事者の職場復帰をお願いできる人員体制を構築することについての見解をお聞かせください。

#### <答弁>

本事業は、感染拡大下においても、限られた職員で業務を継続しなければならない事業所と、失業や減収に至った市民のひっ迫した状況を踏まえ緊急の支援策として創設したものであり、今回追加する介護資格取得支援についても早期の人材確保のきっかけとなるよう設けるものでございます。慢性的な介護人材不足につきましては、全国的な課題であることから、引き続き、国や府の動向を踏まえ研究してまいります。

### （三問目）

今回のこの2つを選択した理由を教えてください。医療や福祉事業所は収入が減っている所が多い。福祉事業所については何らかの支援が必要ではないか。

#### <答弁>

医療福祉等従事者宿泊費助成事業につきましては、感染リスクや濃厚接触者との対応など、平時よりも従事業務における負担等が過重となっております。そのような中で、従事者の業務に対する負担感や不安感の軽減を図り、医療や福祉現場の



安定性の確保につなげていくことが必要であると考えたものから提案したものでございます。

また、福祉サービス継続地域人材活用支援金事業につきましては、感染拡大下の人材不足解消という短期的視点と、今後の介護人材の充実と安定的確保という長期的視点の双方からの効果を狙いとしており、現時点において提案することが有効であると考えたものでございます。

なお、介護や障害福祉サービス事業所に対する必要な支援につきましては、引き続き検討してまいります。